

地震保険料控除

□地震保険料控除の創設

平成18年度の税制改正で、損害保険料控除を改組し、所得税および個人住民税について、地震保険料控除が創設されました。

地震保険料控除は、平成19年分以降の所得税および平成20年度分以降の個人住民税について適用されます。

□地震保険料控除の対象

地震保険料控除は、本人または同一生計親族の所有する居住用家屋や生活用動産を保険または共済の目的とし、かつ、地震、噴火、これらによる津波を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没、流失による損害に基因して保険金または共済金が支払われる地震保険契約が対象となります。

□地震保険料控除額

地震保険料控除額は、所得税については、地震等損害部分の保険料等の全額（最高5万円）で、住民税については、地震等損害部分の保険料の金額の2分の1相当額（最高2万5千円）となっています。

□経過措置

平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等で、地震保険料控除の適用を受けるもの以外に係る保険料等については、平成19年分（住民税については平成20年度分）以降も、従前の損害保険料控除を適用することができます。

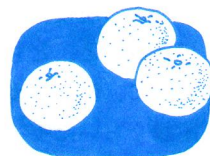
この場合の控除額は、所得税については、最高1万5千円、地震保険料控除と合わせて最高5万円となります。また、住民税については、最高1万円、地震保険料控除と合わせて最高2万5千円となります。

□経過措置の適用

経過措置の対象となる長期損害保険契約等については、平成19年1月1日以後にその損害保険契約等の変更をしていないものに限ることとされています。



○桃栗3年柿8年といいますが、これを耐用年数でみますと、桃は12年、栗は25年、柿は35年です。柿は実をつけるまでに8年もかかるそうで、寿命が35年と長生きです。ちなみに一番長寿なのは、みかんで40年です。耐用年数は植物ばかりでなく、動物にもあります。牛乳用の牛は4年、競走馬も4年、豚は3年です。植物に比べ動物は短命の設定です。



この場合、損害保険料（積立保険料、特約保険料を含む）の額に変更が生じないものは、変更には該当せず、損害保険料の額に変更が生じるものは、変更には該当することになります。

なお、地震保険を中途附帯するなど地震保険料の額に変更が生じる場合であっても、地震保険が附帯される長期損害保険契約等に係る損害保険料の額に変更がない限り、変更には該当しないことになります。

□地震保険料控除にも該当する場合

経過措置の対象となる長期損害保険契約等に地震保険が附帯されている一の損害保険契約等については、いずれか一の契約のみに該当するものとして、経過措置の規定を適用することとされています。

したがって、たとえば、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等（保険料年額16,000円）に地震保険（地震保険料年額12,000円）が附帯されている場合には、

- ①旧長期損害保険料に基づく地震保険料控除（所得税の控除額は、 $16,000円 \times \frac{1}{2} + 5,000円 = 13,000円$ ）
 - ②地震保険料に基づく地震保険料控除（所得税の控除額は、12,000円）
- のいずれかを適用することになります。